

ID: 194

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	長門市道路占用料徴収条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第140号		
<p>【根拠条文】 (占用料の減免) 第5条 市長は、工作物等で公共の用若しくは公益上必要な事業の用に供されるもの又は道路の構造の保全若しくは維持に効果があるものについて、必要があると認めたときは、その占用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日